

正 誤

埼玉県告示第千五百十九号（平成二十六年十一月二十八日第二千六百五十号）中
訂正

ページ 表中 行

二 サービスの種類 前から二十一行目から、前から二十七行目まで

誤

訪問入浴介護

訪問介護

居宅介護支援

介護予防訪問入浴介護

介護予防訪問介護

正

居宅介護支援